

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年10月11日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 小林 豊

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

業務については、既に運用している気象レーダー装置及び空港気象ドップラーレーダー観測処理システム(以下、「ADRAS」という。)の接続調整を実施するものであるが、4の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な本装置の構造及び動作並びに業務ソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 二重偏波気象レーダー装置接続調整(室戸岬レーダーほか)及び空港気象ドップラーレーダー観測処理システム接続調整
- (2) 業務内容 気象レーダー観測処理システム(以下、「ROPS」という。)更新に伴う、二重偏波気象レーダー装置のネットワーク設定変更、接続試験及び接続切り替え支援。ADRASの設定変更、接続試験及び総合動作試験の実施。
- (3) 履行期間 令和7年3月21日(金)

3 業務目的

二重偏波気象レーダー装置及びADRASは、ROPSに対して観測データ等の通信を行っている。ROPSは令和6年度に次期システムに更新されるため、二重偏波気象レーダー装置のネットワーク設定変更、接続試験、接続切り替え及びADRASの接続調整を実施する必要がある。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」にお

いて関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

気象レーダー装置は、電波を利用して大気中の降水強度等を測定しており、本装置による観測結果を気象資料伝送網等により全国の予報担当官署に伝送し、当庁における予・警報業務を担う重要な装置であることを理解し、レーダー気象観測業務に支障を与えずに本業務を実施する技術を有すること。

また、ADRAS は、空港気象ドップラーレーダー及び空港気象ドップラーライダー等の観測データの収集・収録、データ処理及び各種プロダクトの作成を行い、航空機の安全な離着陸に欠かせない空港及び空港周辺の気象観測の成果を運航関係期間に対して提供を行う重要なシステムであることを十分に理解し、航空気象観測業務に支障を与えずに本業務を実施する技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

別添仕様書に示す個々の要件を満足する接続調整を実施できる設備・システムを有すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当庁の許可を受けた場合を除き、本業務における成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

完了期限までに、本業務を完了する体制を有すると共に、本業務完了後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口を持つこと。

また、本システムの稼働中に本業務に起因する不具合が生じた場合には、受注者の責任において無償で改修を行うこと。

(6) 業務実績に関する要件

オンラインによるデータ処理及び制御監視処理を行う業務処理ソフトウェアの制作実績を有すること。

(7) 情報管理体制に関する要件

本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。）を適切に管理する体制を有すること。

(8) その他必要と認める要件

本システムに使用されている著作権を保有するプログラムにおいて、これを改造または改変する権利を有している、若しくは許可を受けられること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 下村 政人

電話 03-6758-3900 (内線 2520)

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和6年10月11日(金)から令和6年10月31日(木)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和6年11月1日(金)17時まで (1)に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

(Email:kishou-keiyaku@jma. go. jp 宛てに送付すること。)

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。